

第 19 号 議 案

敦賀市部設置条例の一部改正の件

敦賀市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市部設置条例の一部を改正する条例

敦賀市部設置条例（平成19年敦賀市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ (略)</u></p> <p><u>キ (略)</u></p> <p><u>ク (略)</u></p> <p>(2) 企画政策部</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 情報化施策の推進に関すること</u></p> <p>—</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 情報化施策の推進に関すること</u></p> <p>—</p> <p><u>キ (略)</u></p> <p><u>ク (略)</u></p> <p><u>ケ (略)</u></p> <p>(2) 企画政策部</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

効率的かつ効果的な市政運営を図るため、行政組織の見直しを行いたいので、この案を提出する。